

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案
 新旧対照条文

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年六月二十二日環境省令第二十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保管等の状況の届出） 第五条（略）</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 事業者にあつては、前年度におけるそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「<u>廃棄物処理法</u>」という。）第十二条の三第四項若しくは第五項又は第十二条の第五項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。次項において同じ。）を複写機により日本工業規格A列三番（以下この条において「A三判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの</p> <p>二～三（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>（譲渡し及び譲受けの制限）</p> <p>第八条 法第十一条の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とす</p>	<p>（保管等の状況の届出） 第五条（略）</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 事業者にあつては、前年度におけるそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下この条において「<u>廃棄物処理法</u>」という。）第十二条の三第四項若しくは第五項又は第十二条の第五項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。次項において同じ。）を複写機により日本工業規格A列三番（以下この条において「A三判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの</p> <p>二～三（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>（譲渡し及び譲受けの制限）</p> <p>第八条 法第十一条の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とす</p>

る。

一〇二(略)

三 事業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者をいい、以下「収集運搬業者」という。)若しくは特別管理産業廃棄物処分業者(同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者をいい、以下「処分業者」という。)がポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を委託する場合であつて、次に掲げる場合

イ 事業者がそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を廃棄物処理法第十二条の二第五項及び第六項の規定に従つて収集運搬業者若しくは処分業者又は無害化処理認定業者(同法第十八条第二項に規定する無害化処理認定業者をいう。以下同じ。)に委託する場合

ロ 収集運搬業者が、事業者から委託を受けたポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を、処分業者が、事業者から委託を受けたポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を、それぞれ廃棄物処理法第十四条の四第十六項ただし書の規定に従つて委託する場合

ハ 処分業者が廃棄物処理法第十二条第五項に規定する中間処理産業廃棄物の処理を同法第十二条の二第五項及び第六項の規定に従つて収集運搬業者若しくは処分業者又は無害化処理認定業者に委託する場合

四 収集運搬業者又は無害化処理認定業者が、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を、処分業者又は無害化処理認定業者が、

る。

一〇二(略)

〔新設〕

〔新設〕

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を、それぞれ廃棄物処理法第十四条の四第十五項の規定に従って受託する場合

五| ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合であつて、次に掲げる場合

(略)

六| 事業者が確實かつ適正にポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなつたと都道府県知事が認めた場合であつて、次に掲げる場合

(略)

三| ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合であつて、次に掲げる場合

(略)

四| ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者が確實かつ適正にポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなつたと都道府県知事が認めた場合であつて、次に掲げる場合

(略)